

舞鶴市公告第 11号

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公告

令和8年 1月22日

舞鶴市長 鴨田 秋津

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、リサイクルプラザの破碎選別施設を安全かつ適正に運転する必要があることから、カナデビア環境サービス株式会社舞鶴営業所（以下、「特定者」という）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、特定者以外の者で、以下の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定者との契約手続きに移行する。なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、その全ての者との競争による契約手続きに移行する。

2. 業務概要

- (1) 業務名 令和8年度 施設運転管理業務委託
- (2) 業務内容 リサイクルプラザの運転及び保守管理業務
- (3) 履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

3. 業務目的

一般廃棄物中間処理施設の適正な運転及び点検整備により維持管理を行い、安全かつ安定した運転を継続することを目的とする。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 舞鶴市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。

オ 公告の日から契約の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。

① 舞鶴市競争入札等参加資格の停止に関する要領に基づく競争参加資格の停止の措置を受けている者又は同要領別表に掲げる措置要件に該当する者

② 舞鶴市契約に係る暴力団排除措置等に関する要綱に基づく入札参加等除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

カ 舞鶴市内に本社・本店があるか、若しくは舞鶴市内の支店・営業所等に入札契約等に関する権限を年間にわたって委任していること。

(2) 技術力に関する要件

ごみ処理施設が重要な施設であることを十分に理解し、業務に支障を来さない技術を有し、かつ業務において十分な実績を有すること。

(3) 業務執行体制に関する要件

履行期間中施設の運転及び点検整備に係る維持管理体制を保つこと。

(4) 実績に関する要件

日立造船(株)が設計した一般廃棄物中間処理施設の運転維持管理の経験があり、設

- 計した者から技術支援が受けられ、協力して業務の実施ができること。
- (5) システムに関する要件
施設の性能及び機能を十分に理解した上で、本業務を満足に実施することが出来る技術を有すること。
5. 手続等
- (1) 発注担当課
〒625-0062 舞鶴市字森小字大谷65番地の2
リサイクル事務所
電話 0773-64-7222 FAX 0773-64-7220
- (2) 公募説明書の交付期間及び場所
交付期間：令和8年1月14日(水)から29日(木)まで。（土曜日及び日曜日を除く毎日9時00分から16時00分まで）
交付場所等：上記（1）に同じ。
- (3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法
提出期限：令和8年2月3日(火)16時00分
提出場所：上記（1）に同じ。
提出方法：発注担当課へ持参又は郵便若しくは信書便（いずれも配達記録の残るものに限る。）により提出すること。なお、電送によるものは受け付けしない。
6. その他
- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5.（1）に同じ。
- (3) 詳細は仕様書による。